

第146回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 災害時要援護者情報のGIS（地理情報システム）への活用について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む）</p> <p>(2) 証明書コンビニ交付システム構築等及び証明書等自動交付事務の委託について</p> <p>(3) 市営墓地利用者募集業務及び墓園管理システム保守業務の委託について （個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む） （個人情報ファイル簿変更届出書を含む）</p> <p>(4) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について 【子どものための教育・保育給付に関する事務 全項目評価書】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 緊急時情報伝達システムの運用事務</p> <p>(2) システム更新時のデータ移行業務委託に係る事務委託についての報告 ア ハードディスクデータ復旧作業委託（四季の森小学校） イ ハードディスクデータ復旧作業委託（いずみ野中学校） ウ ハードディスクデータ復旧作業委託（保土ヶ谷小学校）</p> <p>(3) 委託先個人情報保護管理体制</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（17件）</p> <p>(6) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）</p> <p>(7) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）</p> <p>(8) 個人情報ファイル簿廃止・非該当届出書（4件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 第145回 横浜市個人情報保護審議会にかかる報告 ア 後期高齢者医療保険料の収納事務委託について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（平成28年6月25日～平成28年7月22日）</p> <p>(3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成28年7月27日（水）14時00分～17時50分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル5階特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>花村会長、芦澤委員、加島委員、小嶋委員、清野委員、土井委員、中村委員、新田委員、糠塚委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>なし</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項(1)～(4)について承認する。</p>

	<p>・報告事項、その他について了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから、第146回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、9名全員の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>始めに、第145回の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。</p> <p>特にご意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは承認といたします。</p> <p>では、第145回審議会で、報告をいただくことになった案件について、ご説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 第145回審議会の案件2「後期高齢者医療保険料の収納事務委託について」ですが、審議会でもいただいたご意見について、所管課よりご説明いたします。</p> <p>(所管課) <資料に基づき説明></p> <p>(花村会長) 前回色々議論のあった点をまとめてくれました。わざわざ収納代行業者のもとへ行っていただき、ありがとうございました。委員の皆さんは何かありますか。保管期間がまだ決まっていないですね。</p> <p>(所管課) そうですね。保管期限始期と満了日がまだ決まっています。</p> <p>(花村会長) 保管期間については別途協議してきちんと決めてください。</p> <p>(芦澤委員) 真摯に対応していただき、ありがとうございました。大変なことだったのではないかと思います。コンビニでの収納手続においては、全て同じような話が出てくると思います。すべての収納する部署が行ったら大変なことになりますが、情報伝達や訪問頻度について、市として横展開できるような体制にするなど、市全体ではどのように考えていくのですか。今回は通達も健康福祉局の名前で出しているかと思いますが。</p> <p>(所管課) 注意喚起の依頼です。健康福祉局の中ではほかに介護保険や国民健康保険等もあり、同じようなコンビニでの収納代行を行っています。ある月に国保、次の月は介護、その次は後期というように順番に訪問し、年1回程度ということで考えています。</p> <p>(芦澤委員) 局をまたぐような話は出てきませんか。</p> <p>(事務局) 確かに個別に委託契約していることもあり、国保などはすでに</p>

実際にこのような契約をやっていきます。本日このような資料を報告したということで、今後、各所管には、情報共有を行えればと思います。

(芦澤委員) 医療援助課が先行してやっているような気がするので、横展開をして、市全体の効率を考え、補完していくといいと思います。

あとは、実際に運用されているかどうかを見る意味で、定期的に訪問するなど、ときどきプレッシャーをかけるようなことが有効になってくると思います。それについても全て各所管でやると負担だと思います。シフトを組むなどして、市全体としてやるということも、もしかしたら必要なのではないかと思います。

(事務局) 今回は後期高齢者の医療保険料ですが、この件でこのように審議会でご意見をもらったということは、先行してやっている国保など、コンビニ納付を行っている部署に伝えていきたいと思っています。

審議資料についても、今回はコンビニですが、委託先や再委託先以外にも個人情報の取扱先がある際には、今後はそうした委託先、再委託先以外のところでの個人情報の管理体制や取扱方法についても審議資料に含めた形で作成していきたいと考えています。

(花村会長) せっかく今回報告書を上げてくれたので、是非活用してもらえればと思います。

(所管課) はい。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので、ご報告いただいた内容で承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】災害時要援護者情報のGIS（地理情報システム）への活用について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

まず最初に案件1「災害時要援護者情報のGIS（地理情報システム）への活用について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(清野委員) 大変有意義なシステムではないかと思います。

イメージ図の災害時要援護者情報を落とし込んだ黒いポイントは、その人の住まいだということですね。

(所管課) はい。

(清野委員) 集める情報として、電話番号と緊急連絡先がありますが、携帯電話やスマートフォンのメールアドレスが入っていません。このポイントが災害地域とどのぐらい離れているかというのは静的な問題です。動

的には、実際その人がどこにいるかが把握しやすいシステムかなと思います。普段審議会では、集める情報をしぼることばかり考えていますが、システムを有効に使うためには、スマートフォンのメールアドレスなどを入れておけば本人とも連絡が付きやすいですし、将来的にスマートフォンのGPSとうまくつなぐこともできるかと思います。もちろん、個人情報の収集は自己申告になるのですよね。

(所管課) 総務局は、健康福祉局が既に持っているものを活用します。改めて総務局で個人情報を集めるということではありません。

(清野委員) ただ、もし健康福祉局にその情報があれば、今の場合ですと、その情報だけもらわないことになってしまいます。個人情報の種類を少し広げておけばいいと思います。

(所管課) 確かに、可能であればやったほうがいいのだろーと思います。健康福祉局とも今後、調整してみます。

(清野委員) よろしくお願ひします。今まで審議会において、健康福祉局関係の案件でも、メールアドレスが入っていない場合には「メールアドレスが必要ではないか」という意見も出ています。メールアドレスがある場合には、可能であればこちらのシステムにも取り入れることを考えたらどうかと思います。

(花村会長) ただ、今は健康福祉局のほうにメールアドレスはないのですよね。

(所管課) 恐らく、ないです。

(花村会長) 少し検討してみてください。

(新田委員) 要援護者のデータの更新は半年に一度となっています。町内会の防災拠点では、要援護者のリストを金庫に保管してあります。防災訓練は半年に一度やっていますが、そのときに「この人がいないのではないか」ということがあったり、要介護度数が変わってたりします。色々な状況が半年で変わるので、更新が半年に一度でいいのかなという感じがすごくしました。3か月ぐらいにしたほうがいいのではないのでしょうか。

(所管課) 今の件も、できるかどうかも含めて健康福祉局と調整します。

(加島委員) 実際は発災時に画面を見て、要援護者がいるところが危ないなど電話で連絡したりします。各区に対策本部ができて、そこからやるわけですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 災害時は個人情報も関係なしにやるとは思いますが、心配なのは、これは年に何回か行う訓練で使うのではないかということです。図上訓練もやっていますか。

(所管課) 図上訓練などもやっています。どちらかというところこれは風水害を想定しています。例えば、現在は横浜市のがけ地に対して避難勧告をかけています。そのような際、勧告をかけるエリアに要援護者がいるかを事前に把握するためのツールです。

(加島委員) 印刷はしますか。

(所管課) 印刷も可能です。

- (加島委員) 訓練で使ったときの印刷物の扱いが心配です。きちんとお願いします。
- (花村会長) では、その点を検討してください。
- (小嶋委員) このデータは自治会町内会や民生委員に提供されますか。
- (所管課) これまでも区では、平時の取組の中で地域と協定を結んで、既に情報を提供している場合、避難勧告発令時にその区域の要援護者情報を伝えていきます。今後はシステムを導入することによって、簡単に把握できるので、情報提供は進んでいくのではないかと思います。
- また、市ではマニュアルを作っています。そのマニュアルの中でも、日頃の支援体制の構築を進めていこうとうたっています。システム化することによって、正に災害時の要援護者対策が進んでいくのではないかと思います。今後、提供する数は増えていくのではないかと考えています。
- (小嶋委員) その際の個人情報の取扱いに配慮してもらいたいと思います。
- (所管課) はい。
- (小嶋委員) 「仮想化プラットフォーム」とは何ですか。
- (所管課) 物理的には1個しかないサーバを、システムの的に複数存在させるようなことをして、バックアップをしたり、保存できる量を増やしたりするものらしいです。容量を増す機能までは、あるのかないのか分からないのですが。そういう措置をすることでシステムの的に強化されるようです。
- (中村委員) この Dim-BOX というのはそもそも開発中のシステムということですね。しかも、地図情報が自動配信されます。ゼンリンが Dim-BOX を介してこの地図情報にアクセスすることはあり得ないのですか。
- (所管課) 基本的には、ゼンリンのデータは一方的に配信されるものです。本市のサーバの中で各端末から閲覧するので、ゼンリンからは見られないです。例えば、今回の要援護者情報や別のデータを重ね合わせるのですが、そのデータをゼンリンが見られるかということ、現在は見られないものになっています。
- (花村会長) このシステムには結構色々な個人情報があるので、見えたら困ります。私も「ゼンリンは大丈夫なのか」という話をしようと思っていました。
- (加島委員) 将来的には紙よりもスマートフォンで、現場に行って「ここここに要援護者がいる」というように使っていくかと思いません。置いてある端末だけでは、稼働性や管理という面で限界があります。端末を持って行き、どこにいるかが分かったほうがいいのかと思います。
- (所管課) そうですね。
- (土井委員) これは現状のシステムに Dim-BOX を追加することによって、地図などの情報とマッチしたらすぐ見られるようになるということを考えているのでしょうか。
- (所管課) はい。
- (土井委員) 個人情報の管理体制で、アクセスログというのは従来から取っ

ていなくて、今後も取らないということによいでしょうか。悪い人がいるとは思いませんが、アクセスログを取ることは、色々な効果があると思いましたが、あまり負荷がかからないのであればと取ってはどうかと思ったのですが、事情があるのですか。

(所管課) 特段の事情はないので、持ち帰って検討します。

(糠塚委員) 町内会の名称や居住地民生委員の氏名も書くということで、将来、協力を求めるためにこれらの人たちにも情報を開示していくのでしょうか。

(所管課) 今、既存の取組として、基本的には区役所と各地域で協定を結んだ上で提供しています。それを推進するというイメージです。

(糠塚委員) 避難確保を図るという目的で、本人に連絡するというところまでは理解できますが、要援護者なので、連絡をもらっても援護がないと動けない場合があります。そのようなことに関してはどういう扱いですか。

(所管課) 民生委員や自治会町内会に事前に情報提供するのは協定ありきですが、災害時でいざというときには、そのようなわけにはいきません。どこかに移動してもらわなければいけない状況になれば、区役所からこのシステムを使うなどして、自治会町内会に「あの人を助けてあげてください」と連絡します。手が回れば区が行くと思いますが、手が回らないことも多々あるので、そのような場合には直接民生委員などに連絡し、本人だけでなく、地域との共助で助けてもらうということもあります。

(糠塚委員) それは事前の協定があるところだけですか。

(所管課) ないところも含めてです。どこまでやれるかというのはなかなか難しいですが。

(糠塚委員) その人の家のそばに住んでいるかどうかというのは把握できるのですか。もし許されるのなら、その要援護者を支援する人たちがどこに住んでいるかも把握しておくとういいます。そうすると、その距離感が分かるので、頼めるかどうかの判断が可能ではないでしょうか。

(花村会長) 確かに理想的にはいいのですが、実際現在そこまではできていませんよね。

(新田委員) 私は町内会の役員をしていて、防災訓練のときに要援護者と民生委員を全部把握しています。要援護者のリストは、民生委員と町内会長の極秘です。事前に要援護者の住所を全部確認して、防災訓練当日に救助する訓練をします。どこの町内会でもそれは民生委員と町内会長が把握しているのではないかという気がします。

(糠塚委員) イメージとして、実際にできるのかなと思います。例えば、要援護者を支援する人は一人か二人で何人も担当するのですか。

(新田委員) 町内会では、民生委員と保健衛生指導員などがペアで行くことになりつつあります。民生委員だけでは手に負えないので、相手に必ず「こういう人が同行します」ということを伝えなければなりません。守秘義務なので、絶対に「この人が」ということは言わないことになっています。要援護者でも、「災害があっても、来てもらっては困る」と来ることを拒否する人が3割くらいいます。そういうときには、玄関に行っ

て、来た印として、黄色いタオルを民生委員が印を付けています。

(所管課) この災害時の要援護者リストは、地域の自治会との間で協定を結べたところには事前にリストを渡しています。協定を結ぶために研修に来てもらったり、誓約書を書いてもらったり、いくつか条件があります。新田委員の地域管理は進んでいると思います。今回のシステムができれば、地図に落とした情報もリストと一緒に自治会に提供し、発災したら誰が助けに行くかを自治会の中で検討することが可能になると思います。協定を結んでいない自治会には事前には渡さないの、逃げなければならない事態になってはじめて、命を守るために緊急性があるということで、区役所から個人情報を提供します。協定がない自治会については、事前に誰が助けるかという準備は難しいのかなと思います。実際は自治会のほうもなかなかそこまで力量があるところばかりではありません。協定を結んでリストをもらっても援護が難しいから、協定は結ばないという地域もかなり多いです。

(花村会長) いろいろな問題があつて、現場の声が聞けたということで、よろしいですか。

(小嶋委員) どのような場合に自治会町内会や民生委員に情報を渡して、どのような場合には渡さないのか、一定のルールを決めておいたほうがよいように思います。

(花村会長) 審議会とすればその点が重要です。何でもかんでも個人情報を渡すというわけにはいかないでしょうから。それを参考として検討してもらおうということでお願いします。

ほかにご質問がないようなので案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認といたします。

(2) 【案件2】証明書コンビニ交付システム構築等及び証明書等自動交付事務の委託について

(花村会長) 次に案件2「証明書コンビニ交付システム構築等及び証明書等自動交付事務の委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(小嶋委員) コンビニは便利で生活の拠点になっているので、このようなサービスが受けられるようになるのは、非常に利便性が高まっていいと思います。その一方でリスクも高まることになると思います。特にこのような公的サービスには高い配慮も必要かと思ひます。

このシステムで利用者がマイナンバーカードを置き忘れたり、証明書を取り忘れることによって、不特定多数が出入りするコンビニだと、個人情報が流出することも考えられます。それについては何か対策を考え

ていますか。

(所管課) このシステムについては全国共通の仕組みです。最初にマイナンバーカードを置いて、その後、暗証番号を入れます。カードを取り上げないと次に進まない仕組みになっています。最終的に証明書が出力された後も、「証明書が出てます」ということを喚起して、取り忘れを防止する仕組みが既に導入されています。217の市町村が既に導入済ですが、置き忘れなどによる個人情報の漏えいは、報道等では承知していません。現時点ではそういった機能が十分果たされているのだろうと認識しています。

(小嶋委員) そのコンビニを管理するのは実際にはどこですか。契約を結んで、直接、責任の所在を追及できるのはJ-LISなのですか。

(所管課) 責任の所在というのは、どのような責任ですか。

(小嶋委員) 個人情報の保護に関して問題が生じたとき、最終的には横浜市なのでしょうが、直接、契約を結ぶのはどこですか。

(所管課) 基本的にコンビニの店舗では、店員自身が機器に関与することはありません。ただ、何らかの形で機器から漏えいすることがあれば、その漏えいした状況によってそれぞれのセグメントで責任分解します。十分なセキュリティが担保できているのかどうかという検証をする中で、責任分解ができます。マイナンバーカードの導入に伴ってコンビニ交付が始まったわけではなく、住基カードの頃から始まっていて、もう10年以上運用されています。住基ネットも同様ですが、専用回線から情報が漏えいした事実は一切ありません。今後とも運用面は引き続き気をつけてもらえればと思いますが、現時点ではそのようなリスクは生じてはいないです。

(小嶋委員) 分かりました。

(土井委員) 委託で取り扱う個人情報の対象者2について、口頭で説明した内容と資料がどう対応しているのか教えてください。対象者2は、「実施機関での保存期間が3年」ということで、了解しました。資料では、証明書等自動交付事務だけで対象者2のデータを扱うように思っているのですが、その理解でいいですか。

(所管課) 対象者1も2も、受託者1にしか絡みがありません。受託者2は個人情報は取り扱いません。

(土井委員) 対象者2の欄にある実施機関というのは、受託者1になるのですか。「実施機関での保存期間」というのがあります。

(所管課) 実施機関は横浜市です。具体的に言うならば、証明発行サーバーにログが残ります。そちらで3年間経過すると消す形です。

(土井委員) 実施機関が証明発行サーバーというのは資料からは読み取れますか。私が勘違いしたのは、対象者2を扱うのが、コンビニかJ-LISのように見えていたので、悩んでいたのです。

(所管課) 申し訳ございません。資料が誤っています。

この対象者2のアクセスログも、保有しているのは「証明書コンビニ交付システム構築」と「証明書コンビニ交付サービス提供」で扱っています。対象者2の記載が合っていないのではないかという話ですね。

(土井委員) そうです。対象者2という記載を探すと、「証明書等自動交付事務」の箇所にたどり着きました。実施機関がコンビニか J-LIS のように思えたので、少し混乱しました。

(花村会長) どのように訂正をしますか。

(所管課) 委託の事務内容の「証明書コンビニ交付システム構築」と「証明書コンビニ交付サービス提供」の箇所に「対象者1」と書いてあるのですが、ここは「対象者1、2」になります。

(花村会長) 「対象者1と2」というふうに連続すればいいのですね。

(所管課) はい。

(土井委員) 「証明書等自動交付事務」の対象者欄の「対象者2」は消すのでしょうか。

(所管課) そうですね。こちらは電文番号しか持っておりませんので。

(事務局) 対象者2というのは、実際にそのコンビニ交付を利用したという意味合いなのです。今、土井委員のおっしゃった「実施機関での保存期間」というのはあくまでも本市の保存期間であって、受託者の保存期間というのは、個人情報の管理体制に「受託者における保管」という欄があります。もし受託者が保管する場合は、ここに期間などが入ってきます。

(所管課) 私の説明が間違っていました。

(花村会長) もう一度お願いします。

(所管課) 対象者1というのは、横浜市全市民という意味なので、「証明書コンビニ交付システム構築」と「証明書コンビニ交付サービス提供」の対象者は、対象者1になります。J-LIS では、コンビニ交付者のデータしか流れません。そのような面では、対象者はこの交付を受けた市民ということで、対象者2ということになっています。

(花村会長) 現実的に交付を受けた人が対象者2ですね。

(所管課) はい。

(花村会長) 土井委員の疑問は、取り扱う個人情報の「実施機関での保存期間3年」と書いてある箇所ですね。この実施機関は横浜市ですか。

(所管課) 保存しているのは本市です。ただ、このアクセスログ自体は、証明発行サーバーで持っています。

(花村会長) 横浜市で保存ということになりますか。

(所管課) はい。

(事務局) 横浜市で対象者2についてのアクセスログを3年間保存するという意味です。

(土井委員) 「アクセスログ」というキーワードは、対象者2の説明の中で、横浜市で残しておくアクセスログがあるというのは口頭では確かにご説明いただきましたが、資料にはありましたか。

(花村会長) つまり、現実的に交付を受けた、アクセスした人のことを資料に書いてあるかということですね。

(土井委員) そうですね。

(所管課) こちらの記載の方向性としては、あくまでも対象者2の取り扱う個人情報のデータが、主たる目的が何かというと、アクセスログです。

ただ、取り扱う個人情報の種類としてはこの内容だということです。例えば、対象者1の全市民についてもこの情報を取り扱うことになっていますが、住民票を発行した日付とかというのは個人情報でもないのに、書かれていないです。そのような意味では、先ほどの説明の中で、主たる目的として、「この20万人分のデータが、アクセスログのために、利用者の情報が残っています」ということです。「その個人情報の内容はこうです」ということで、その目的自体を取り扱う個人情報に記載する欄がないので、書いていないということです。ほかのものもそうだと思いますが、事務局と調整して、記載が必要だということであれば、その目的も含めて記載したいと思います。

(花村会長)「実施機関での保存期間3年」については、私も「何を保存するのか」と疑問を感じました。

(事務局) アクセスログという言い方をしましたが、ここで対象者2というのは、誰がいつ何を取ったかということなのです。例えば各区役所や行政サービスコーナーで住民票や印鑑証明を取ります。それについても申請書を保存しておくわけですが、その保存期間がやはり3年です。それと同じ情報という意味だと思うのですが。

(花村会長) では、私が仮に取ったら、何月何日、何時何分に花村が住民票を取ったというのが残って、それから3年、横浜市で保存して、3年たったら消すという主旨なのですね。

(所管課) そのとおりです。

(花村会長) そのことが取り扱う個人情報の対象者2の欄に書いていなかったもので、分からなかったということです。

(土井委員) 実施機関が何かというのが資料から読み切れないので。

(花村会長) そこは事務局に分かりやすいように書いてもらってもよろしいですか。

(事務局) 書式自体は、「実施機関での保存期間」という記載になっています。

(花村会長) 実施機関が横浜市。

(事務局) はい。

(花村会長) それで、3年というのは横浜市での保存期間ということですね。

(事務局) はい。受託者が持っている個人情報を保存する場合は、「受託者における保管」の中で、保管する場合は何年というように書いています。J-LISの場合は、保管がないので、「なし」にチェックがされています。

(土井委員) 実施機関は「横浜市」と置き換えるということですか。

(事務局) 今回は市民局なので、横浜市ですが、例えば水道事業管理者の場合は「水道事業管理者」になります。ここではそういった意味での「実施機関」の使い方です。

(土井委員) 実施機関が何なのかというのが分かりにくいというのがそもそもの質問なのですが。

(花村会長) 委員の皆さんは「実施機関」が、すぐ「横浜市」と分かりましたか。

(清野委員) 分かると思います。

(花村会長) では、この実施機関は横浜市で、何を保存するのかということ
は、今、説明を受けたとおりです。それでよろしいですか。

(土井委員) はい。

(加島委員) これはコンビニでも取れますが、自宅でも取れるのですか。

(所管課) いいえ。

(加島委員) それはこれからですか。

(所管課) 諸外国ではそのようなところもあるようですが。

(加島委員) まだ今はコンビニでしか取れないですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 料金は取らないということですか。

(所管課) マイナンバーカード自体は今、国費で負担してもらっています。

(加島委員) 証明書を発行するには料金はかかりますか。

(所管課) 証明書については別途、手数料条例に基づく手数料をもらうこと
になります。

(加島委員) コピー機を使ったときに、手数料はコンビニで払うのですか。

(所管課) そうです。コピー機なので、コインを投入して出します。

(加島委員) 収納をするわけですか。

(所管課) はい。あとは本市と J-LIS を通じて、お金のやり取りをします。

(加島委員) その 20 万件というのは、現在の発行数から想定したのですか。

(所管課) そうですね。まだこれも概算で、今後どの程度変わるか分かり
ません。既に今、証明書で言えば、横浜市単独で年間 440 万件ぐらい出
ています。一方で、現時点でマイナンバーカードは 40 万枚の申請をも
らっていて、まだ申請は続いています。当初は少ないかもしれませんが、
今後、年間このくらいは利用があるのではないかという見込みを立てて
います。

(加島委員) この先、納税証明とかもやる方向なのですか。

(所管課) 今回、マイナンバー制度の一つの特徴としては、これまで行政
機関に出していた各種証明書を市民が直接持ってこなくても、行政同士
でやり取りをするということで、取って来て提出してもらうことを省略
しようということです。特に今回、新たに税務事務などについても拡
張されています。今後むしろ税証明書については、取ってもらう機会が
減ってくることが見込まれています。今後その推移を見極めた上で、拡
大するかどうかは検討しようという形です。

(小嶋委員) この証明書というのは、普通のコピー用紙に印刷されるのです
か。

(所管課) はい。

(小嶋委員) そうしますと、行政サービスコーナーや区役所で発行される証
明書とは違うのですか。

(所管課) 色がまず違います。横浜市が直接出すものについては、偽造防
止の用紙をあらかじめこちらで用意して、そこに印刷します。一方、コ
ンビニでそうした特殊用紙を使うと、もしかしたら、補充をする店
員が悪用する可能性があるということで、機械で印刷の際にそうした偽
造防止加工の特殊な印刷も一緒にかけてしまうということが一つです。

更には裏面にあるスクランブル画像を載せて、インターネット経由でスクランブルがかかった画像を再現すると、表側に本来印刷した住民票の情報がそのまま表示されるような仕組みになっています。当初印刷したときに、スクランブルをかけた画像がモニターで見え、なおかつ実際に出された紙の内容を見比べて、改ざんがないことの確認ができたりします。それ以外にもありますが、様々な偽造防止措置がなされています。それ自体で何か偽造をされるリスクは非常に低いです。

(小嶋委員) そうしますと、そのコンビニで発行されたものは、そこで発行されたとかいうのが出るのですか。

(所管課) 出した証明書の下の方に数字の羅列があります。番号によって、コンビニ名と何店と、今日の何番目の証明書かというのが分かるようにはなりますが、一般の人が見ても単純な数字の羅列で、分かりません。

(中村委員) 戸籍関係と住民票関係とでは取扱い時間が違いますね。戸籍は、死亡したような場合に、前日の夜の段階で生きているようなことが出てしまったら困ることがあると思います。住民票は身分関係を証明するものではないので、前日、まるで生きているかのような住民票が出ても、それは構わないということですか。

(所管課) そもそも住民票自体は24時間受け付けることがないです。住民異動に関するものについては役所が受けて、基本的にはその日中に入力するので、届出をもらった時点ですぐ反映されます。一方で戸籍の場合は、夜、届出が出ても、役所で一応、受理はしているけれども、記載が翌日以降になることのタイムラグを防ぐということです。

もう一つは、例えば北海道で死亡届が出て受理はされても、住民登録地は横浜市で、連絡が来るのは役所間で郵便でやりとりしたりするので時間がかかります。住民票は「何月何日死亡、何月何日記載」のように、記載された日が確実に分かるようになっています。「この日に記載されているから、そこにタイムラグがある」ということがあとで分かる仕組みになっていますが、戸籍はそうになっていなくて、あくまでも届出日ベースで記載がされます。書面の構成や記載の仕方もそういった要素の一つになっています。

(中村委員) 戸籍も住民票も横浜市にある場合、死亡届が戸籍に反映されたら、ほぼタイムラグなしに住民票にも反映されるのですか。

(所管課) 例えば区間によって若干、タイムラグがあったり、状況によって異なります。

(糠塚委員) J-LIS における個人情報の取扱いの記載は、横浜市の担当者が説明のために書いたのか、それとも J-LIS からもらっている取扱説明なのか。

(所管課) これは J-LIS から話を聞いて、本市で書きました。

(糠塚委員) システム的な構築で情報が漏れないようになっていることはよく分かるのですが、「端末が一番危ない」という書きぶりに感じます。端末に何か仕掛けをされると、漏れてしまう恐れがまだあり得るのかなと思います。端末で入力しているときに隠しカメラで情報を盗んだ話は聞

いたことがあります。端末の保守員はどんな人がやっていますか。

(所管課) 保守員は J-LIS から委託されてシステムメンテナンスに来る業者です。

(糠塚委員) J-LIS から来るのですか。コンビニのコピー機自体の保守員ではないのですか。

(所管課) J-LIS からです。コンビニの人ではありません。コンビニの業者で触ることはないです。J-LIS が委託しているシステム専用の保守員です。

(小嶋委員) ただ、コンビニの店員が端末に触ることはないということですが、このマルチコピー機というのは、コピーができたり、写真の印刷ができたり、ファックスができたり、それこそマルチな機能を持っているわけです。何かトラブルがあったときにコンビニ店員が触れることがあり得るわけですね。

(所管課) ハードという意味ですか。

(小嶋委員) はい。

(所管課) ハードは、当然あるかもしれないです。システムの部分で触れないと言っているだけです。当然、紙の入れ換えなどはできます。

トナーの入れ替えや料金徴収というのもあります。そこは切り分けをされています。今回の委託以外に既に 217 の市区町村でやっていて、ある意味で安全が確認されているというように認識しています。J-LIS での個人情報の取扱いの記載の中に、「コンビニ事業者及び店員は、キオスク端末での操作や個人情報を取り扱うことありません」と書いています。これについてはコンビニ側も非常にリスクを感じています。「使い方が分からない」と言われても、「それは扱えない」ということで、逆に不案内だという声を聞くこともあります。不案内になってほしくはないのですが、やはりそのようなリスクを感じる人も多いです。審議会として、そこについて十分配慮してほしいという意見はこちらも今後、参考にしていきたいです。

(清野委員) コンビニについては前回から話がありますが、横浜市で関与できないと認識しています。しかし、実際に契約関係がなくても、最終的にその場所で文書が出てきたりします。審議会では非常に個人情報保護の観点から心配しています。217 の市区町村がやっていますが、大きな都市でも既にコンビニ交付は実施しているのですか。

(所管課) 政令都市でも 20 市中既に 14 市くらい稼動しています。むしろ、本市が後発です。

(清野委員) 都内でもやっていますか。

(所管課) 都内はほとんど進んでいます。23 区のうち 17 区は既に導入済です。

(清野委員) それらの市区町で出している文書は、横浜市と全く同じですか。

(所管課) 先ほど要望のあった税証明も出しているところもあります。

(清野委員) 戸籍の附票のところまで出すということについても同じですか。

(所管課) はい。もともと全国のサービスパッケージとしては 6 種類用意しており、そのうち本市は 5 種類やっています。税証明については、本

市は少し様子を見て、コスト面で取らないようにサービス提供することになるかということで見合わせています。最大6種類できるサービスになっています。

(清野委員) コンビニのマルチコピー機は USB をさすことができます。その問題が非常に気になっています。

また、「外してください」や「忘れています」などというように音声が出ると言いますが、会社のそばのコンビニで昼休み中だと、店内が騒がしいので、音声が出てそのまま行ってしまう人がいるかもしれません。万が一、置忘れがあった場合、コンビニ店員はどのように対処しますか。「触ってはいけない」ということになると、コピー機はそのまま使えなくなります。コンビニとしては必ず対応すると思います。どのように対応するのか、市民としては非常に心配です。マニュアルを出している、業務上支障があるのであれば、それはすぐシュレッターにかけるのか、それとも店長が保管するのかどうか、委託関係にないコンビニですが、どのように処理するのか教えてください。

(所管課) こうしたものについては契約なので、標準仕様というものが出ています。置き忘れたものをシュレッターにかけてしまうのは問題がありますが、「遺失物として扱って警察に届けて下さい」ということは一定程度マニュアル化されていると聞いています。

(清野委員) 市とコンビニとの間には特に契約関係はないわけですね。

(所管課) そうです。そのため、J-LIS とコンビニでこのサービスの契約をするに当たり、どのような形で対応するか、標準仕様が J-LIS とコンビニ業界との間でできています。

(清野委員) J-LIS とコンビニとの間でその対応マニュアルができていているということですね。

(所管課) そのように聞いています。また、当然、コンビニ店内ですので、マルチコピー機を設置するにあたっては、監視カメラ等による記録も必要だとされています。不審な操作については、どこまでチェックするかは別として、記録として一定程度残ります。

(清野委員) J-LIS とコンビニとの間で置忘れについて具体的にどうするか決まっているということなので、もし店が保管するのであればどのような保管体制で、廃棄する場合はどうするのか、ある程度具体的に知りたいと思います。

(花村会長) その置き忘れたものについて J-LIS とコンビニとの間の標準仕様でどういう扱いをするのですか。例えば、コンビニの店舗で一日預かるなど、今までそのような事例はあったのですか。

(所管課) 本市はまだ導入しているわけではないので分かりません。今回審議している内容は、横浜市の管理領域での委託についてのシステム構築の部分です。市民の皆さんも同じような不安を持っていると思います。非常に参考になるご意見ですし、広報したり、そういった問い合わせが来たときに答えられるような Q & A を用意して、コールセンターでもすぐに同じように答えて、市民が安心できるような体制を作っていきます。

(花村会長) それでよろしいですか。

(清野委員) はい。

(花村会長) 「置き忘れた場合、どうなるのか」という市民がいたら、「コンビニで一日預かります」とか。

(所管課) 本当にそうだと思います。「コンビニに置いて行ったけれど、どうしたらいいか」というご質問に、「ルートでは警察に行っているはずですから」とか、「一日はコンビニで預かっているはずだから、コンビニに行ってみたらどうか」という案内ができるかどうかで、やはり市民の安心度合が違うと思います。そこは是非確認をしていきたいと思います。

(清野委員) よろしくをお願いします。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件2を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認いたします。

(3) 【案件3】市営墓地使用者募集業務及び墓園管理システム保守業務の委託について

(花村会長) 次に案件3「市営墓地使用者募集業務及び墓園管理システム保守業務の委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(芦澤委員) 市営墓地使用者募集業務を行う受託者の廃棄方法について、個人情報管理の管理体制では、「電子データ、紙データともに受託者から回収し、所管課で廃棄」と書かれています。一方で、委託先個人情報保護管理体制の記載では、「書類はシュレッダーにより裁断し、データは不要になった時点で復元不可能な方法で消去」となっています。受託者に募集のはがきが来て、それが紙ベースですよね。これはどちらで保管して、どちらで廃棄するのですか。

(所管課) 紙データについては、審査等、業務が終わった後は全部環境施設課に引き上げます。不要になった時点で所管課のほうで廃棄をする形になります。

(芦澤委員) 紙データは市で5年保存して、市で廃棄するのですか。

(所管課) はい。

(芦澤委員) 電子データについては、受託者で入力をして、メールで流すと書いてあります。市のほうでは5年保存して消去しますが、入力した受託者のほうにもデータは残っていますよね。

(所管課) それについては、パソコン自体はその会社のものなので、職員が委託先に行き、委託業務が終わったときにハードディスクのデータを全て消去するのを確認しています。

(芦澤委員) 紙データはいいとして、電子データの廃棄方法は、受託者から

回収し、所管課で廃棄ということですか。委託者側のパソコンに残っているデータはどうするのですか。

(所管課) ハードディスクは回収しないです。

(芦澤委員) そうしますと、受託者が廃棄し、立会いのもとそれを確認ということですか。

(所管課) そうです。

(芦澤委員) 電子データの廃棄方法の箇所は、市に行く部分と受託者に残る部分の2種類あり、両方にチェックするということですね。

(所管課) そのとおりです。訂正します。

(花村会長) そのような訂正でいいですね。

(所管課) そうです。市に来たデータは受託者から回収し、所管課で廃棄します。受託者に残っているデータについては、受託者が廃棄し、きちんとハードディスクから消去されるのか、環境施設課のほうで確認します。廃棄確認の方法についても追記します。

(小嶋委員) 世帯全員の住民票の提出を求めているわけですが、それはどうしてでしょうか。

(所管課) 募集のときに、1世帯1申込みの条件を設けています。当選者がきちんと1世帯1申込みかを確認するための資料で求めています。

(小嶋委員) 何人かが申し込む場合もあるわけですね。

(所管課) そうです。AさんとBさんが両方当選した場合、そのAさんとBさんが同一世帯でないことを確認しています。

(小嶋委員) 申込者は必ずしも使用者でなくてもいいわけですか。

(所管課) 当選した人が、イコール使用者です。

(糠塚委員) 取り扱う個人情報の対象者3の内容は、使用者自らが申し出た情報でここに書かれていると理解していいですか。

(所管課) 当選した人からの情報を得て記入されます。

(糠塚委員) つまり、使用者自身が金融機関名などを出すわけですね。

(所管課) そうですね。金融機関名は、口座振替にしたい人が記載します。

(糠塚委員) 本人収集ということでもいいですか。

(所管課) 本人収集です。

(糠塚委員) これが常用されているということなのですが、名義変更が可能なシステムになっているわけですね。取り扱う個人情報の中の、対象者3の埋葬者データに、「使用者との関係」という項目があります。埋葬者のデータも個人情報に入ると思うのですが、3代、4代以上離れていると、容易に続柄が書けないのではと思います。これは市で調べてくれるのですか。それとも自分で申し出なければいけないのですか。

(所管課) 使用者は親族でも誰でもなれます。許可を出すときに、使用者から見た曾祖父などの続柄は、許可証の中で書いていただきます。

(糠塚委員) 正式な呼び名がどこまで言えるものなのかなと思います。

(所管課) 事務の中では、かなり深いところまで書いた続柄の呼び名があります。それを見ながら書いています。

(糠塚委員) 本人収集と言えども、所管課のほうで手伝ってくれるという理解でよろしいですか。続柄について、「これはこういう呼び名です」とい

う指導はしてもらえるのですか。

(所管課) 我々は情報を集められないので、このようなやり方でこの続柄の方の戸籍の附票で調べて下さいなど、相手とかなりやり取りをします。特にお墓を承継するときは、手続に手間がかかります。直系の人ですと、すぐ分かりますが、ラインがずれているとなかなか難しいです。

(糠塚委員) それは手伝ってくれるのですか。

(所管課) 「このようなものを取ってください」とか、「こういう方法があります」というお願いをする形になります。

(小嶋委員) 続柄は親族関係がなくてもいいのですか。

(所管課) 墓地を名義変更するときに、血縁関係がなくていいかどうかということですね。原則はやはり親族関係が近い順なのですが、そのような人がいなかったり、親族全員の同意がある場合では、他人でも承継で名義変更できます。

(中村委員) 市民からの問合せ対応において、「個人情報の取扱いはなし」とされています。電話オペレーターの配置期間が6月1日から3月31日です。申込みをして抽選に通ったけれども、手続について教えてもらいたいというときは、このオペレーターが対応するのでしょうか。

(所管課) この問合せでは、個人情報の取扱いがないようにしているので、個人情報に関わる話になった場合は電話を担当職員が代わります。オペレーターは一般的な問合せには対応するのですが、「こういう書類でいいか」というような問合せがあった場合は担当職員が対応します。

(新田委員) 申込区分の中に、合葬式樹木型納骨施設があります。見ず知らずの人が合葬の場合、相手の名前が分かったときにトラブルはないですか。

(所管課) 合葬式の樹木型というのは、メモリアルグリーンにあります。一定の広さのマウンドがあり、そこにシンボルツリーがあります。そこにそれぞれ決まった場所に骨壺があるのですが、環境施設課が座標で管理しています。名前の表記はないので、隣が誰かというのは分かりません。問合せにも一切応じません。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認といたします。

(4)【案件4】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について

【子どものための教育・保育給付に関する事務 全項目評価書】

(花村会長) 次に案件4「「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について

【子どものための教育・保育給付に関する事務 全項目評価書】」の審

議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

今回は、第9期になって初めての第三者点検となりますので、評価書の内容に入る前に、共通のシステムである、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバーについて、システムの所管課である、総務局住民情報システム課よりご説明させていただきます。

(住民情報システム課) <資料に基づきシステムの概要を説明>

(花村会長) 第三者点検が初めての委員がいるということで、システム概要から説明をお願いしました。ただいまの説明につきまして、何かございますか。よろしいですか。では、次に進みます。

(所管課) <資料に基づき概要を説明>

(花村会長) 今の事務概要の説明について何か質問ありますか。特に質問がないようでしたら、次に進みます。

全項目評価書を開けていただくと、項目一覧があります。「Ⅰ 基本情報」、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」を説明していただき、そこで区切って、リスクについては、また後ほどご説明して下さい。

(所管課) <資料に基づき評価書Ⅰ、Ⅱを説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(芦澤委員) 1号認定は園を通じて情報収集し、2・3号認定は個人ごとです。この違いはどうしてですか。

(所管課) まず、これは利用調整の事務が大きく関わっています。2・3号の保育利用については、利用できる施設事業者を横浜市が決めます。1号の利用の幼稚園、認定こども園については、その事業者が入園する子どもを決めます。1号の場合、最初の窓口が施設事業者になります。その際、内定が出ましたら、園のほうで1号認定等の申請書類を保護者に渡す流れです。入り口のところで2号、3号と異なります。

(芦澤委員) 個人情報を取り扱う場所をできるだけ少なくするという観点からは、幼稚園、認定こども園を経由しないほうが良いという考え方があるのかなと思いました。1号の場合は、1次的なデータを施設が持っている、2号と3号は市が持っているということで、配付するときの違いは分かります。1号の収集を施設でする必要は、もしかしたらないのかなと思ったのですが。

(所管課) 分けるというやり方も想定はできるのですが、事務の流れとして、幼稚園で入園児を決めるところについては本市は全く感知しません。園のほうで認識している情報を本市に伝えてもらう意味合いもあるので、園を通じて申請書を本市に出してもらう流れが一番確実かなと思います。個人情報に触れる機会を減らす観点で、その流れを温存しつつも、封かんという方法を取ればその辺りは担保できるかなと考えています。

(芦澤委員) 封かんをされた情報として、まとめて送っていただいているということですか。

(所管課) そうですね。この事務を始めるときに審議会で審議してもらいました。マイナンバーを含まない情報にも個人情報があり、封かんにより処理してきています。そこにマイナンバー記載の書類が入ってくると

いう認識です。

(糠塚委員) 今回の業務について、システムメンテナンスの管理の問題があるので、それに長けた業者をお願いするということでした。委託先名は「未定」と書いてあります。ひょっとしたら候補が挙がっているのかもしれませんが。

(所管課) 現状においては、システム開発を行った事業者を検討しています。それがこのシステム上、一番適切かなと考えています。本市の契約の中でずっと縛るものではないので、今回は「未定」としています。

(糠塚委員) そのような意味で恐らく、「再委託する」というようになっていると思います。現在、システム開発している業者が、やはり再委託を念頭に置いて、業態として運営していると思います。原則はあくまでも「再委託しない」ということです。必然性があるから再委託するというのなら分かりますが、未定にもかからず、書類で「まず再委託在りき」というようになっているのは、「原則禁止であるのにもかかわらず、なぜか」という気分になります。

(所管課) 評価書の委託事項で「再委託」というのは必ず項目としてあります。システムの業務委託をするときに、当然そこの主たる会社というのがあります。システムというのは非常に専門的で、かつ、細かい部分をやらなければいけないことが多いです。その事業者のスタッフが当然多く出てくるのですが、結果的に細かい部分でほかの系列業者をお願いすることが多いのも事実です。そのようなところを踏まえて「再委託しない」という選択肢が取れば、この項目を全く書かずに進められるのですが、システムという特殊な業務形態の中で、現時点で「再委託しない」と宣言することはできないので、ここで「再委託する」を選択し、「もし再委託するなら」ということで書いています。「再委託しない」ということをなかなか示せないで、この評価書の記載がそうになってしまっています。

(花村会長) 現実的には再委託するのですか。

(所管課) システム開発の際もそうだったのですが、やはり専門の得意とする事業者というのもあるので、再委託しながら開発を進めてきました。恐らく再委託は発生するものと想定しています。

(花村会長) 糠塚委員は、「そうであるならば、未定にしておいたほうがいいのか」という意見でしょうか。

(糠塚委員) そうです。これだと「原則禁止」とうたいながら、再委託すると決まっているようにしか見えません。今までの案件は全部「再委託する」になっていますし、当然、再委託しないとやっていけないだろうというのは分かります。しかし、何のために「原則禁止」をうたっているのかという気にどうしてもなります。そうなりますと、本市の規定で「再委託原則禁止」と言っていること自体が時代に合わないのかなと思わなくもないです。これはどのように考えたらいいですか。恐らく、再委託先は想定されていても、正式には決まっていないので、書けないのですよね。

(花村会長) 半分ぐらい決まってしまうのですか。

- (所管課) 現状の委託事業者が承継するのであれば、再委託が想定されま
す。
- (事務局) 昨年も同様に第三者点検をやってきましたのですが、基本的には同
じスタンスでやっています。もちろん番号法の中での再委託は認められ
ているので、形式としてこういう形になっています。
- (糠塚委員) 今までにはそう思っていなかったのですが、今回、改めて冷静に
見てみると、違和感があるのです。
- (花村会長) 本当は決まっていなくても、予定はされているという想定で
すね。そのため、「再委託しない」ということで第三者点検をやれるわけ
ではないので、妥協の産物的なところでやらざるを得ないというのが今
までやってきた流れなのです。そのため、糠塚委員の意見は理論的には
正論ですが、抑えてもらうという感じですかね。要するに第三者点検で
審議する際、主にリスクがどうかという観点が重要なので、再委託した
ときにリスクは恐らくあまりないだろうという判断であれば、仕方がな
いかなと、私自身は思います。ご意見がある方は他にいらっしゃいますか。
- (清野委員) 委託先の決定は、時期的には難しいですか。
- (所管課) 現在、このシステムは毎日、区役所の窓口で動いています。シ
ステムの保守契約を結んでいて、それが今の業者です。来年以降も恐ら
くそうであろうという想定はできるのですが、絶対変わらないかと言わ
れると、変わる可能性がゼロではないので、特定した書き方もできませ
ん。その点は、本市のシステムは大体、似たようなところはあると思い
ます。業者を変えて、窓口で急に動かなくなっても困るなど、様々な理
由がありますが、システムをつくり、メンテナンスをしている同じ事業
者に引き続きやってもらうだろうと思います。しかし、そこはあくまで
も想定です。皆さんに示す評価書には記載できないので、結果的に「未
定」という書き方になってしまいます。
- (糠塚委員) 再委託は「原則禁止」で、再委託を行う場合には色々な特記事
項にある条件を付しているかと思いますが、再委託を許す場合の決まり
はないですか。
- (事務局) 契約する際に個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記
事項を付けて契約をします。その第8条で、受託者が本市の書面による
承諾を得た場合には、再委託できることとなります。
- (花村会長) 糠塚委員は、原則禁止ならば、例外を認める場合について具体
的な例示をしなくてはいけないのではないかという発想です。
- (糠塚委員) はい。そのようにしておけば、このように書くのも可能になる
のではないかと思うのですが。
- (花村会長) 理論的に言うと恐らくそうなのでしょう。ただし、現実的に第
三者点検をして、評価する際に、今回そこまではしなくてもいいのかな
とざっくばらんな気持ちでは思います。
- (事務局) 流れとしては、当然、システムを開発する前に第三者点検を入
れなければいけません。そのため、未定の部分もはかなりあるのです。
昨年度「全体的にこういう形にします」という中で形式も決めてきた流
れもあります。もしよろしければ、事務局としてはこの形式を進めてい

きたいと思います。

(花村会長) 再委託する場合は色々問題が出てくるので、チェックする必要があります。今回の第三者点検の再委託はどうかというのもあるでしょうが、後々再委託するときには審議会ではどのようにするのでしょうか。

(事務局) 通常の委託案件の場合、確かに委託先、再委託先については報告していて、審議の時点で未定だった場合には後日、報告するということが、報告資料も出ています。更にその再委託先が変わった場合などは、特に報告まではしていない状況です。今回の案件は、平成26年に審議に諮りました。その際には、委託先、再委託先として、それぞれの管理体制を提出してもらっています。今回その会社になるのかならないのかは未定ということなのかもしれないですが。

(糠塚委員) 実質的にはいいと思うのです。当然だと思います。

(花村会長) 形式的・論理的には抵抗感があるということですね。

(糠塚委員) そうですね。そういう回路になってしまっています。

(事務局) 補足ですが、もしこれを「再委託しない」という表記にしておいて、実際には再委託が行われた場合、再評価の対象になってしまいます。再評価をするということは、市民意見募集からするということになります。その辺りも踏まえて検討してもらえればと思います。

(花村会長) 実質論としてはそれでいいと思います。形式的・論理的に考えると、糠塚委員のご意見ももつともだとは思いますが。ただ、今回は事務局の提案でどうでしょうか。特にこれでリスクが生じるということも恐らくないでしょうし。

(清野委員) 形式的な問題として、「こういう意味である」ということが議事録に残ります。万一、市民から問合せが来たら、この議事録を示して事情が分かることになります。私は、糠塚委員のご意見は非常に重要だと思います。もとの規定で「原則禁止」というのが、今は厳しすぎるかもしれないと思います。そのもとの規定に関して検討する機会をどこかで設けたほうがいいのではないかという意見を、私としては持ちました。審議会などで検討する機会があれば、糠塚委員の提案を実際検討するというところまでここで話したという形にするといいと思います。

(加島委員) 再委託条項は、マイナンバー法ができる前から国内のほとんど全ての自治体は全部持っています。マイナンバー法は、再委託禁止が現実合わないということが国のほうでも分かったので、「2回、3回の再委託もできる」という法律になったわけです。「ただし、受託者側が再委託先まで全部管理すべき」という形にしたにもかかわらず、現実としては、自治体では再委託禁止条項が残っているのです。そのため、本当にこの条項そのものを残していいのかどうか、どの自治体も悩んでいます。「再委託は駄目だ。自分のところでやるべきだ。」というのは現実に合わせてなくなってきているので、各自治体の再委託条項を何とかしてくれないかという動きにはなっているのだらうと思います。

(花村会長) では、今回は「再委託条項を見直す検討をする機会をつくろう」という形にしておきましょうか。

(事務局) 議事録のほうにそのような形で残して、他都市の状況などを確

認しなければいけません。これは全国同じです。国の動きも注視しながら確認していかなければならないと思います。

(花村会長) 分かりました。評価書は書式がそうになってしまっていますからね。

(事務局) はい。

(花村会長) それでは引き続き、説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき評価書Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵを説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(各委員) <特になし>

(花村会長) いろいろとご意見が出ましたが、付帯意見に記載する内容は特にないということで、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) では、承認といたします。「再委託禁止条項については検討する」という形にしたいと思います。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 緊急時情報伝達システムの運用事務

(2) システム更新時のデータ移行業務委託に係る事務委託についての報告

ア ハードディスクデータ復旧作業委託 (四季の森小学校)

イ ハードディスクデータ復旧作業委託 (いずみ野中学校)

ウ ハードディスクデータ復旧作業委託 (保土ヶ谷小学校)

(3) 委託先個人情報保護管理体制

(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (3件)

(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (17件)

(6) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)

(7) 個人情報ファイル簿変更届出書 (2件)

(8) 個人情報ファイル簿廃止・非該当届出書 (4件)

4 その他

(1) 第145回 横浜市個人情報保護審議会にかかる報告

ア 後期高齢者医療保険料の収納事務委託について

(2) 個人情報漏えい事案の報告 (平成28年6月25日～平成28年7月22日)

(3) その他

(花村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず、「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。なお、個人情報漏えい事案につきまして

は、配布資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただき、という形でお願いいたします。

<資料に基づき説明>

補足として、「特定個人情報保護評価の実施に伴う横浜市個人情報の保護に関する条例上の審議についての報告」という資料があります。こちらは本日、第三者点検を行った事務です。平成26年7月に、委託の審議案件としてご審議いただき、今回、新たに個人番号を取り扱うこととなります。委託の内容に変更があったということで、本来、個人情報保護条例上の委託の審議も再度必要となるところなのですが、昨年度の審議会において、「過去に審議済の事務について、新たに個人番号等委託で取り扱う場合で、特定個人情報保護評価を実施するものについては、条例上の審議を兼ねているものとして、改めて委託の審議を行わない」ということをご了承いただいています。そのときの資料が、平成27年8月5日付の表になっている資料です。

したがって、本日の子ども・子育て支援法に関する事務についても、特定個人情報保護評価の実施をもって、条例上の審議に替えるということで、この報告資料を付けました。

(花村会長) ただいまのご説明について、何かございますか。

特にご質問がなければ了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、今回は9月28日水曜日午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催となります。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【閉 会】

資 料 特記事項	1 資料 (1) 第146回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第146回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は平成28年9月28日(水)午後2時から開催予定
-------------	--

本会議録は平成28年9月28日第147回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡